

静岡県告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年8月6日

静岡県知事 川勝平太

1 保安林の所在場所

焼津市高崎字上山646の2、647、字滝ノ沢650の1、650の2、651、652、653の1、654の1、655、658、659、661、664、665、669の1、674、677の1、677の2、678の1、679の1、680、682の1、682の3、683、684の1、684の2、685、686の1から686の3まで、687、688の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁、志太榛原農林事務所及び焼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）